

## 村山市農業委員会総会会議録（第7回）

1. 期日 令和4年7月13日(水) 午前10時～

2. 場所 全員協議会室

3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

(1) 農業委員の出席者名簿（15名）

1番	門脇 忠教	10番	高谷 太
2番	松田 節子	11番	森 修一
-	-	12番	須藤 義和
4番	高橋 昭	13番	奥山 金弥
5番	石川 賢也	14番	下山 勝宏
6番	山内 正秀	15番	太田 一男
-	-	16番	佐藤 善洋
8番	川田 雅紀	17番	笹原 泉
-	-	18番	青柳 篤

(2) 農業委員の欠席者名簿（3名）

3番	工藤 毅裕	9番	海老名 正度
7番	石山 公己		

(3) 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

議第30号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議第31号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議第32号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議第33号 村山市農用地利用集積計画について

5. 報 告

報第18号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報第19号 非農地証明願について

報第20号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之

農地農政係長 猪藤 潤

事業推進係長 大室 市郎

## 7. 会議の書記

農地農政係長 猪藤 潤

### 会 議

(1) 開会 午前10時00分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

本日は、総会のご出席ありがとうございます。すいかの収穫もいよいよ、始まったようです。天候もよく高値の売買になるのではないかと思います。参院選も終わり、山形県は前回と変わらない候補者が選出されました。議員になった方は県民の意見を国会に届け国政に頑張ってください。

6月28日には山形市の協同の杜において、山形県農業会通常総会及び県年金協会が開催され出席をしたところです。今後の農政、どんな展開となるか心配ですが、皆さんは日々の農作業、健康に気をつけてよろしくお願いします。

それでは、第7回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

13番 奥山 金弥 、 14番 下山 勝宏

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第30号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第3条の許可申請は31番から37番の7件で、所有権の移転が5件、賃貸借権の設定が1件、使用貸借権の設定が1件となります。地目、面積は田21,505㎡、畑28,269㎡になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第3条第2項の調査書に基づき、申請番号26番から37番の案件について、申請土地に係る所有権の移転、賃貸借権の設定を詳細に説明した。なお、現地調査(7月4日)を行った結果、農地法第3条第2項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

15番委員(太田一男)

35番の譲受人について、地区名が稲下北部となっていますが、稲下東部の誤りではないですか？

事務局(猪藤係長)

そのようです。訂正させていただきます。

議長(青柳 篤)

そのほか、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第30号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第31号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第4条の許可申請は、5番の1件で、田と畑、合わせて618㎡となります。

詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 5 番は、県道樽石基点線道路改良工事に伴い住宅移転を余儀なくされたことから、住宅に隣接する自己所有の農地を、「農家住宅」として整備するため、許可申請するものです。全体の事業面積は、宅地を含め 1,694.26 m<sup>2</sup>となります。

農地区分は、申請農地から 300m 以内に公共施設（戸沢地域市民センター）があることから、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある「第 3 種農地」と判断され、立地基準を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写し等で確認しております。なお、議第 32 号 農地法第 5 条許可申請の 13 番との関連案件です。

現地調査(7 月 4 日)を行った結果、周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから、許可相当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 31 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 32 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、13、14 番の 2 件で、地目、面積については、田 492 m<sup>2</sup>、畑 543 m<sup>2</sup>になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 13 番は、先ほど上程した議第 31 号 農地法第 4 条許可申請の 5 番との関連案件です。

県道樽石基点線道路改良工事に伴い住宅移転を余儀なくされたことから、住宅に隣接する農地を、「農家住宅」として整備するため、所有権を移転するものです。

農地区分は、申請農地から 300m 以内に公共施設（戸沢地域市民センター）があることから、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある「第 3 種農地」と判断され、立地基準

を満たしております。一般基準の資力につきましては、金融機関の通帳の写し等で確認しております。

申請番号 14 番は、譲受人の居宅に隣接している農地を、子どもの成長に伴い手狭になってきたため「一般住宅」として整備するため、祖父から孫夫婦への使用貸借権の設定をするものです。

農地区分は、農地の規模がおおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にあることから「第 1 種農地」に該当すると判断されます。

立地基準については、集落において居宅に隣接した農地に住宅を新築することから、「住宅その他申請地周辺の地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置する場合」に該当すると判断されます。一般基準の資力につきましては、金融機関の融資審査回答書の写しで確認しております。

いずれも、現地調査(7 月 4 日)を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから、許可相当であることを報告します。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 32 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 33 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 258 番から 262 番の 5 件で、申請内容は、所有権移転が 3 件、利用権設定の新規が 1 件、再設定が 1 件となります。

地目ごとの内訳は、田が 8,833 m<sup>2</sup>、畑 8,347 m<sup>2</sup>の計 17,180 m<sup>2</sup>になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(大室係長)

議案書に基づき、258 番から 262 番までの所有権移転、利用権設定の新規・再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、

従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 33 号は、原案のとおり可決決定されました。

#### (5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 18 号から報第 20 号までについて、事務局の説明を求めた。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 19 号「非農地証明願について」、報第 20 号「農地改良届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第 18 条第 6 項の合意解約は、申請番号 59 番から 62 番の 4 件で、田が 4,542 m<sup>2</sup>、畑が 4,721 m<sup>2</sup>です。事由は貸し人の都合によるものが 4 件です。集積の助成金の返還、離農補償はありません。申請の場所及び関連事項等は議案書のとおりです。

非農地証明については、14 番から 16 番の 3 件で、台帳地目で田 809 m<sup>2</sup>、畑 2,656 m<sup>2</sup>です。

申請内容は、いずれも 20 年以上前から耕作不便等により、原野化し農地性が失われたものがあります。7 月 4 日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良については、3 番から 6 番の 4 件で、田が 3,349 m<sup>2</sup>、畑が 385 m<sup>2</sup>です。申請の目的は、いずれも盛土により耕作条件を整備し、畑地として利用する内容です。

7 月 4 日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第 18 号、報第 19 号、報第 20 号の 3 件について報告した。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第 30 号から議案第 33 号までの 4 件、報告の報第 18 号から報第 20 号までの 3 件について、終了します。

終了 午前 10 時 40 分